

議案第 30 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 10 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町職員の育児休業等に関する条例

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「同法」を「育児休業法」に改める。

第 2 条第 4 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）に、（ウ）を（イ）に改める。

第 17 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 18 条第 2 項中「非常勤」を「非常勤職員」に改める。

本則に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 1 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 2 2 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、題名の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 年日出町条例第 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項及び第 6 条第 1 号中「職員の育児休業等に関する条例」を「日出町職員の育児休業等に関する条例」に改める。

## 理 由

非常勤職員についての育児休業等の取得要件の緩和をし、及び職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するために条例の改正をしたいので提出する。